

公民館再編の概要について（報告）

1 目的

公民館活動の持続可能性確保及び活性化
広域化によるメリット（募集・減免）施設の相互利用・選択肢の増加
公民館管理体制の適正化及び効率化
事務室集約によるメリット（順次実施）
市と地域の適切な役割分担
公民館組織（市）と地域生涯学習団体（地域）との役割分担
施設マネジメント及び地域活性化の推進
老朽化した公民館施設の地域会館としての建て替え等

2 手段・方法

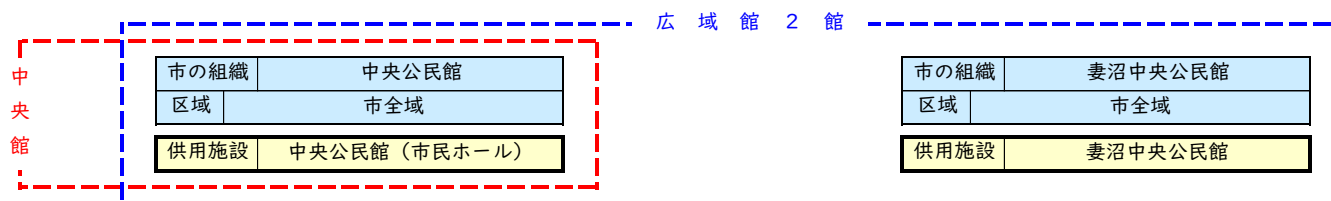
市の組織の再編（別添 1・2 参照）
公民館運営審議会 R6.2.28 答申「公民館再編の基本的考え方について」（別添 3 参照）を尊重し、組織としての全 35 館の公民館を、広域館 2 館・地域館 7 館の計 9 館に再編
施設・建物の再編（既定の方針）
生涯活動センター 7 施設・地域会館 30 施設の計 37 施設への機能移転等を引き続き推進
地域の組織の明確化及びこれに対する支援（検討中）
規約改正により各地域の公民館運営協議会等を「地域生涯学習団体」として位置付け、交付金制度を改正してその活動を支援することを検討
減免制度の改正（検討中）
公民館運営審議会 R2.7.31 答申「公民館における受益者負担について」（別添 4 参照）を尊重し、一定の受益者負担を導入することを検討

3 工程表

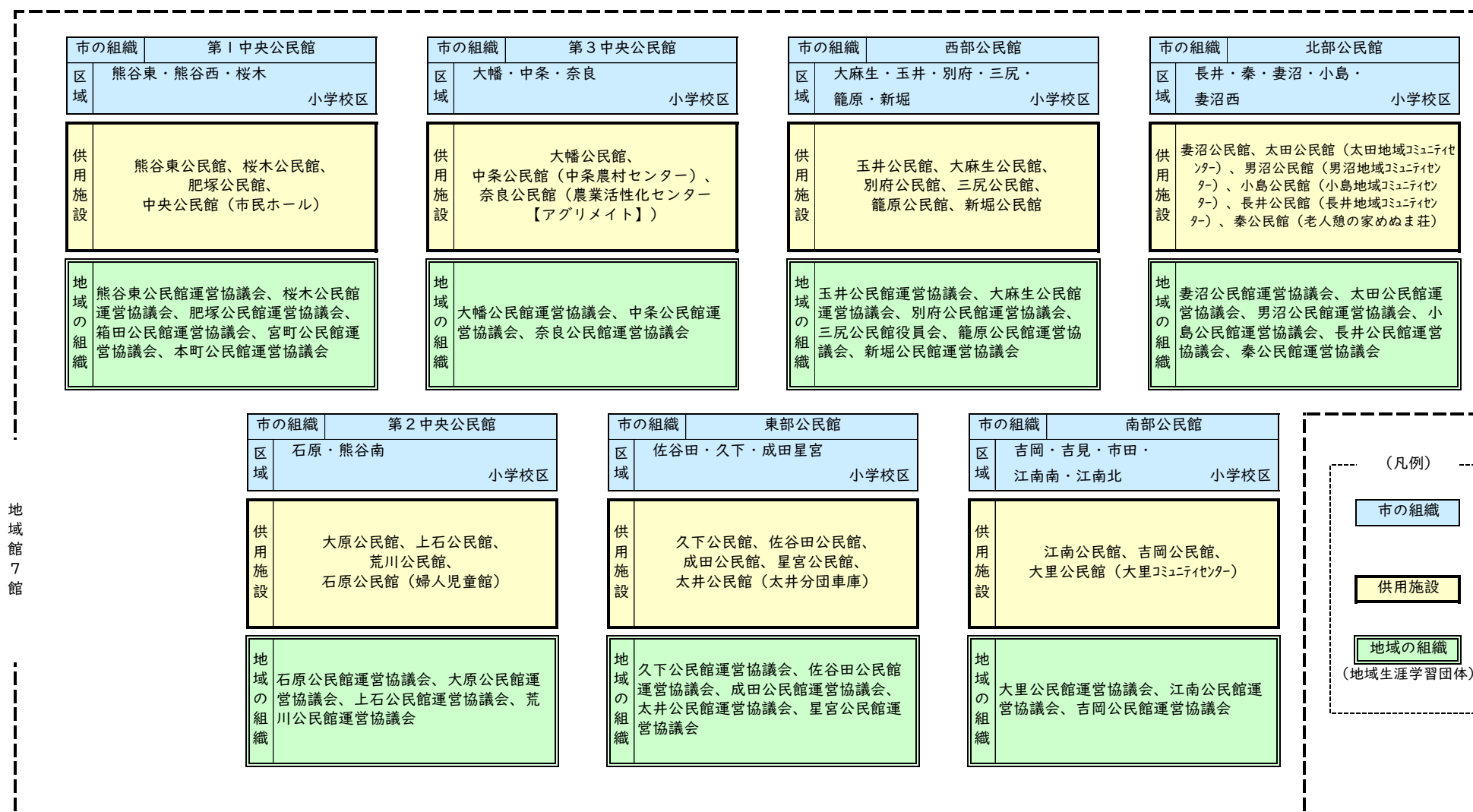
おおむね令和 9 年度までに、順次導入・実施（別添 5 参照）

○再編後（令和7年4月現在）の公民館組織の概要（案）

別添Ⅰ

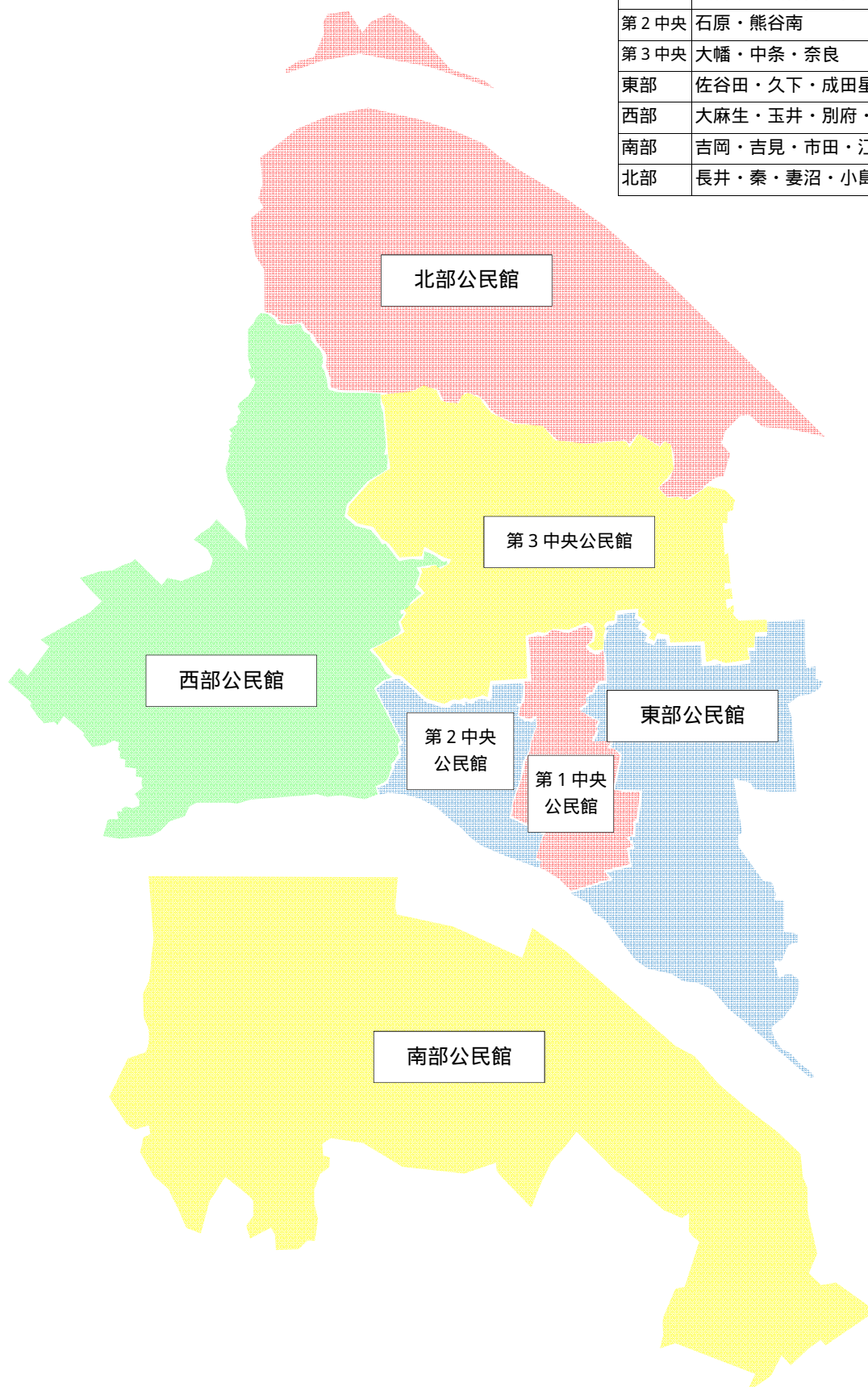


※ 供用施設及び関係する地域の組織との対応関係を含む。



○ 7つの地域館の対象区域（案）

公民館	主な区域（小学校区に基づき設定）
第1中央	熊谷東・熊谷西・桜木
第2中央	石原・熊谷南
第3中央	大幡・中条・奈良
東部	佐谷田・久下・成田星宮
西部	大麻生・玉井・別府・三尻・籠原・新堀
南部	吉岡・吉見・市田・江南南・江南北
北部	長井・秦・妻沼・小島・妻沼西



令和 6 年 2 月 2 8 日

熊谷市中央公民館
館長 根岸 洋子 様

熊谷市公民館運営審議会
委員長 野 本 澄 子

公民館再編の基本的考え方について（答申）

令和 4 年 8 月 2 3 日付けで諮問のあった標記の件について、当審議会は 3 回の討議を行い、慎重に検討を行ってきました。このたび結論を得ましたので、次のとおり答申します。

熊谷市公民館運営審議会	（委員長）	野本	澄子
	（副委員長）	下妻	淳志
		西澤	淳
		飯田	幸雄
		宮澤	金次
		鎌本	定雄
		藤野	銀三
		小河原	芳枝
		岩山	義則
		中井	涼平
		志村	聡子
		梅澤	美奈子
		松本	保恵
		岡	幸江

はじめに

公民館は、生涯学習やコミュニティ活動の拠点であり、コロナ禍を乗り越えた現在においても、また、更なる人口減少や少子高齢化の進む今後においても、その必要性及び存在意義は変わらないと考える。しかしながら、これらの社会経済情勢の変化を受け、利用者や学習グループ（サークル）の減少が進み、活動やサークル自体の維持・継続が次第に困難になりつつある状況がある。

そのような状況に鑑み、令和４年８月２３日に中央公民館長から熊谷市の公民館運営における「公民館再編の基本的考え方について」の諮問を受け、熊谷市公民館連合会の意見も参考にしながら、３回にわたり１４名の委員による慎重な検討を重ねた結果として、次の意見を述べる。

１ 公民館の区域拡大による持続可能性確保及び活性化について

人口減少や高齢化の進行により、サークルの会員数が減り、施設利用に際しての減免基準（会員１０人以上、区域内会員が半数以上等）を満たすことができないケースが増えている。実際に、公民館の定期利用団体数及びその構成人数の推移をみると、この４年間（平成３１年４月時点と令和５年４月時点との比較）で、団体数では８２４から６４２へ１８２団体の減少（割合では約２２％減）、構成人数（会員数）では１８，０９７から１１，４０５へ６，６９２人の減少（割合では約３７％減）となっており、大幅な減少である。この間の新型コロナウイルス蔓延の影響もあるとはいえ、人口減少や高齢化の進行による公民館活動への影響は甚大であるといえる。

このような状況を踏まえ、公民館活動の持続可能性確保と活性化を図ることを目的として、公民館組織の再編によりその区域を拡大し、会員確保や減免利用の可能性を高めることで、サークル活動を長期的に支援していくことが是非とも必要であると考ええる。

具体的には、妻沼中央公民館を除いて現在３３館ある地域公民館の区域を組織上の統合により拡大し、広域化された新地域公民館に再編することで、広域化された新区域に複数の施設（既存の公民館のほか、今後整備されていく地域会館（ ）など）が設置された環境を整えることを目指すべきであると考ええる。そのような環境が整備されれば、再編前には区域外の施設として利用しづらかった施設が、同じ区域内の施設として減免の対象となり利用しやすくなる、再編後の区域が広くなることでより多くの会員を集めやす

くなり、減免要件の充足が容易になったり、サークル講師への謝礼金の負担（会員１人当たりの負担額）が緩和されたりすることで、人口減少下においてもサークル自体の存続の可能性が高まる、再編後は区域内にある複数の施設を目的に応じて使い分けることができ、講座・サークル活動の選択肢も増える、などのメリットが見込まれる。

なお、上記の区域拡大による利便性の向上に際しては、利用者に適切な負担を求めていくことも必要である。この点については、当審議会の前回の答申（「公民館における受益者負担について」。令和２年７月３１日答申）にもあるように、受益者負担の原則に基づき、減免適用の場合でも適正な使用料を徴収し、施設を利用しない市民も含めた公平性に配慮するとともに、維持管理運営や将来の更新のための費用を確保していくことを、併せて検討すべきである。

２ 施設規模拡大に応じた公民館組織の再編及び効率化について

公共施設マネジメントの取組の一環として、市では生涯活動センターの整備という形で既存施設の統合・再編を進めている。具体的には、（仮称）第２中央生涯活動センターの整備が現在進んでおり、今後も従来の地域公民館よりも規模の大きい新施設が順次整備されていくことが見込まれる状況である。

この点について、従来型の公民館組織を変えることなく、規模が大きくなった施設の利用権を小規模な公民館組織同士で分け合うという形での利用調整もあり得るが、それよりも、新施設の規模にふさわしいように再編・統合された新公民館組織が、当面存続する地域公民館（建物）や今後整備予定の地域会館の効果的な活用も考慮に入れながら、利用関係を調整したり、自主事業の企画力を発揮したりする方が、より生産的かつ未来志向的であるといえよう。

他市との比較でも、本市は小規模な公民館が多数設置されているという傾向が顕著であるが、地元密着による施設へのアクセスの良さは地域会館等により引き続き確保しつつ、大規模な施設を生かしたサークル活動や自主事業の可能性、事務の効率性などを生涯活動センターにおいて発揮することができるならば、「生涯活動センターと地域会館とで役割分担し、既存の市民文化施設の機能を引き継ぐ」という公共施設マネジメントの見通しとも整合的

である。そのような視点からも、この機会に公民館組織の再編を進めることが望ましいと考える。

3 再編後の地域公民館数（区域数）について

再編後の地域公民館の数については、7施設の整備（既存施設の更新等を含む。）を想定する生涯活動センターの数に対応した7つの公民館への再編という方向で検討すべきものと考ええる。

おわりに

今回、公民館再編の基本的考え方について審議し、上記のような結論に達した。この公民館再編がサークル活動再興のきっかけとなり、また、既存施設の一層の活用を促し、さらに、生涯活動センターや地域会館といった新たな活動の場が今後順次提供されていくなれば、本市の公民館活動の明るい将来像を描くことも十分可能であろう。また、そのような明るい将来像の実現には、市民活動、子育て支援などの諸分野との連携・協働の一層の推進が必須であり、組織の縦割りの制約に縛られない庁内横断的な取組が切に求められていると考える。

本市の生涯学習を支える公民館の更なる発展と、他分野との連携・協働の一層の推進による市民福祉の向上を願い、審議のまとめとして答申する。

（ ）「地域会館」とは、地域の生涯学習・コミュニティ活動等の拠点となるべき施設として、今後新たに整備する小規模な施設である。生涯活動センターと共に既存の市民文化施設の機能を引き継いでいく。老朽化し、耐震性にも課題のある地域公民館等の更新（建替え）としての意味合いも有する。

令和 2 年 7 月 3 1 日

熊谷市中央公民館
館長 橋本 裕美 様

熊谷市公民館運営審議会
委員長 今 井 徹 雄

公民館における受益者負担について（答申）

平成 3 0 年 8 月 8 日付けで諮問のあった標記の件について、当審議会は 4 回の討議を行い、慎重に検討を行ってきました。このたび結論を得ましたので、次のとおり答申します。

熊谷市公民館運営審議会（委員長）	今井 徹雄
（副委員長）	藤井 範子
	飯田 明彦
	齋藤 健一
	諸星 典嗣
	岡 幸江
	嶋田 忠男
	橋本 茂男
	目黒みち子
	吉田 妙子
	明ヶ戸眞彦
	川村 健
	佐々原 正樹
	茂木 浜二
	野本 澄子

はじめに

本市において、公民館は、社会教育活動の一翼を担い、市民自ら実際生活に即した課題を、主権者として自由に学び、民主的社会を築いていく活動の場としての役割を担ってきたが、施設の老朽化、人口減少に伴う施設の統廃合計画、税収の減少等の課題があり、公民館を取り巻く状況も厳しくなっている。

今後、社会情勢の変化や超高齢化社会を迎えるにあたり、公民館には、これまで以上に地域の特性や課題に応じた学習機会を提供するとともに、時代のニーズに合わせた運営を行っていくことが求められている。

これらの状況を踏まえ、平成30年8月8日に中央公民館長から熊谷市の公民館運営における「公民館における受益者負担について」の諮問を受け、各地域公民館長からも意見を聴取し、4回にわたり15名の委員による慎重な検討を重ねた結果、次の意見を述べる。

1 公民館の理念・役割からみた受益者負担について

憲法第26条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」との理念のもと、地方自治法第244条では「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする」とあり、社会教育法第20条で公民館の設置目的が規定されている。熊谷市公民館条例第2条で公民館の設置が規定され、その施設使用に際しての対価として、熊谷市公民館使用条例第4条及び熊谷市立市民ホール条例に使用料についての規定がなされている。

しかし公民館は、多くの自治体にあっては、市民が自由に集い、学ぶ社会教育施設として、教育の機会均等を保証する観点から使用料を無料としてきたところであり、本市でも、熊谷市公民館使用許可基準を設け、社会教育活動のための利用や、地域住民の福利厚生に供する活動団体等は、その活動推進のため、使用料を免除している。

以上のことから、公民館の設置理念等から判断するならば、公民館の使用にあたっては、無料が望ましいと判断される。

2 住民感情からみた受益者負担の適正化、負担の公平性について

公民館は、生涯学習やコミュニティ活動の拠点としての役割を果たし、全ての市民を対象に開かれた施設であるが、機能的にみると、講座等を主催し、広く市民に教育の場を提供する社会教育機能と、市民の自主活動の用に供する貸館機能とに大きく分かれる。

現在の公民館利用者は、定期的に活動する学習グループが大半を占めており、市民の中でも限られたものとなっている。

施設使用料は、公共施設を占有する利用の対価として支払うものであり、公民館を一度も利用したことのない市民にとって、その施設の維持管理にかかる経費を全て税金で賄うことは、公共施設を使うものと使わないものとの間の負担の公平性を考えた時、一定のルールを定めて施設利用者に応分の負担を求めていくことは必要と考える。

3 適用範囲を含めた受益者負担制度導入の検討について

現在、社会教育機能として講座等自主事業を行う際は、講師の謝金、施設利用料は受講生に対し負担を求めているが、資料費、材料費や、陶芸窯の使用にあたっての電気料の実費負担を求めている、今後も、これ以上の負担を求める必要は認められない。

一方、自主活動グループ等の施設使用料については、現在、減免基準の要件を満たせば100%減免となっているが、今後、市民の負担の公平性の観点から、この減免率の見直しや冷暖房費の負担の検討は必要と考える。

4 減免規定の在り方について

現在、登録団体であれば100%減免となっている使用料規定について、減免率の見直しを行うことが望ましいと考える。

県内他市への照会では、公民館使用料の減免基準等の状況は様々だが、学習グループについては、有料や50%減免としているところが多く、また、減免から有料へと検討中との回答も得られた。

本市においては、例えば、基本的には登録団体の減免率を50%とするが、65歳以上の団体構成員が半数以上を占める団体は、高齢者の健康の維持増進、積極的な社会参加を考慮し75%減免、障害者手帳等の提示による減免措置を考慮するなど、現在の公民館利用者の実態を考慮した減免規定を設定する。

また冷暖房費の負担については、時間制のコイン投入式またはプリペイドカード式機器の設置による、全利用者同一料金の設定が望ましいと考える。

おわりに

今後の公民館には、これまで以上に、地域の特性や課題、生活課題に応じた学習機会を提供するとともに、今日的な課題である家庭や地域の教育力の低下の解消など、時代のニーズに合わせた運営を行っていくことが求められており、地

域における公民館の役割は、さらに重要性を増していくもの考える。

今回、公民館の受益者負担制度の導入について限られた時間ではあるが検討を行い、導入することが望ましいとの結論に達した。

今後、本制度を導入するにあたっては、地域において公民館が担う重要な役割をよく考慮し、利用者数が減少することや、地域住民が公民館を支えようとする意識が低下することがないように、十分に配慮する必要があることを改めて申し添える。

本市の社会教育を支える公民館の更なる発展を願い、協議のまとめとして答申する。

○ 公民館再編（R6～9年度）の工程表（案）

公民館組織		2024（R6） 現状	公民館組織	2025（R7）年度 広域化				2026（R8）年度 事務室設置開始				2027（R9）年度 減免制度改正				備考				
区分	再編前	1-3月	区分	再編後	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	備考			
中央館	中央	関係規則等改正 2月定例教育委員会提案	中央館	中央	妻沼中央公民館は市の全域、各地域館は7つの区域で従前より広域化 公民館の区域の拡大								供用施設の減免制度改正 免除は適用せずに原則減額。一定の受益者負担を導入							
	妻沼中央		広域館	妻沼中央																
地	熊谷東		地	第1中央		市と地域の役割分担の明確化 規約改正、交付金制度拡充による地域側の再編	第1中央公民館事務室（市民ホール内）設置									第2中央公民館事務室（第2中央生涯活動センター内）設置			第1中央公民館事務室の機能は、中央公民館が担当（職員兼務）	
	桜木																			
	肥塚																			
	箱田																			
	宮町																			
	本町																			
	石原																			
	大原																			
	上石																			
	荒川																			
	大幡																			
	中条																			
	奈良																			
	久下																			
	佐谷田																			
	成田																			
太井																				
星宮																				
玉井																				
大麻生																				
別府																				
三尻																				
籠原																				
新堀																				
大里																				
江南																				
吉岡																				
妻沼																				
太田																				
男沼																				
小島																				
長井																				
秦																				
館		館	北部	北部公民館事務室（妻沼中央公民館内）設置													北部公民館事務室の機能は、妻沼中央公民館が担当（職員兼務）			